

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度当初予算案 2,138億円の内数 (2,074億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

事業の目的

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関の職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及びネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

（子ども・子育て支援法第59条第8項に規定される事業）

事業の概要

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、下記の取組に対して支援を行う。

（1）調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性強化等

- ① 児童福祉司任用資格取得のための研修受講など
- ② ネットワーク構成員のレベルアップを図るための研修会の開催など
- ③ ・ネットワークと乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業との連携構築
・ネットワークの調整機関による情報収集や、利用者支援事業等との相互の役割分担の調整等
- ④ ネットワーク関係機関の連携強化

（2）ネットワーク関係機関の連携強化

インターネット会議システムの導入や関係機関の協働によるケース管理などにより、ネットワーク関係機関の迅速な情報共有を図る。

実施主体等

【実施主体】

市町村（特別区含む）

【補助率】国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

【補助単価】

（1）調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性強化等

①児童福祉司任用資格取得のための研修受講など 80,000円（受講1人あたり）

②地域のネットワーク構成員の専門性向上を図る取組 673,000円（1市町村あたり）

③（ア）ネットワークと乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業との連携構築

（イ）ネットワークの調整機関による情報収集や、利用支援事業との相互の役割分担の調整等

（アのみ実施） 735,000円（1市町村あたり）

（ア及びイを実施） 2,601,000円（1市町村あたり）

④ネットワークの活動等の周知 644,000円（1市町村あたり）

（2）ネットワーク関係機関の連携強化 3,247,000円（1市町村あたり）

